

令和2年度 第3回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和2年10月23日（金） 13時30分～15時25分

■場所：

市民交流プラザ 大会議室

■出席委員：

栗田委員、松島委員、竹村委員、大谷委員、中島委員、川端委員、田村委員、岡委員、
浅野委員、齋藤委員、井尻委員、河地委員、福山委員、八幡委員

■欠席委員：

永見委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

黒橋次長

■事務局：

| | |
|----------|----------------------------|
| 健康福祉部 | 増田部長、永池副部長 |
| 障害福祉課 | 一浦課長、木野課長補佐、井口係長、菅野主査、野口主査 |
| 発達支援センター | 小林所長、倉田所長補佐 |

■傍聴者：

なし

1 開会

挨拶は、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点より割愛。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画（案）について

【事務局】

<資料1、2に基づいて説明>

【委員】

障害児、障害者ともに相談支援事業所が足りないことから、新たな事業所の確保などについて記載されていますが、相談支援事業所をいざ立ち上げようとしても、立ち上げ方やケースの移行等のマニュアルがないため、非常に苦勞をしました。今回の計画策定と直接、関係はありませんが、その辺りをちゃんと考えて頂けたらと思いました。

【事務局】

指定申請に必要な書類等については、こちらからお示ししていたものの、より具体的に、かつ丁寧にご説明させていただける部分はあったかと感じております。また、今後、相談支

援事業所から新規相談支援事業所へケース移行する際の手続き等についても、丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

【委員長】

こちらについては、発言の者も仰ったように、今回の計画策定には直接関係はしませんが、市役所のサービス提供のことでありますので、具体的には個別にまたお聞き頂いて、引継ぎ等をしていただければと思います。

【委員】

この計画の中で、予算規模的にどの部分を重視しているのか。また、この計画のスローガンは「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち草津～共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して～」ですが、健常者と障害者が一緒にやるイベント等はあるのでしょうか。このスローガンに適した事業があれば一番良いのかなと思います。

【事務局】

重点として置いている部分が予算規模が大きいとは一概には言えませんが、訪問系サービスの居宅介護、生活介護、就労継続支援A型、B型は予算規模として非常に多くを占めています。

また、2つ目の質問の、障害のある方とない方が一緒に行う事業ですが、毎年5月に、いきいきふれあい大運動会を実施しており、参加者のほとんどの方は、障害のある方になってはおりますが、ふれあいという部分も踏まえて実施している事業でございます。このような交流事業等については、活発になればなるほど良いものだと考えておりますので、ますます活発になるように心がけて参りたいと思っております。

【委員】

資料1の③に記載してある件ですが、対象者を医療的ケア児とされていたところを重症心身障害児も含めてくださって、ありがとうございます。そこで、資料2の7ページの成果目標8に記載されている「医療的ケアの必要な児童への支援の充実」ですが、「医療的ケアの必要な児童等」にしていないのは何故でしょうか。また、医療的ケアの必要な児童等に対して、どういった支援を充実させるのかが見えてこない。活動指標に医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数は、滋賀県立小児保健医療センターの療育部等の利用に対しての費用面での支援という理解をしているのですが、他に何か具体的な支援をするのでしょうか。また、14ページの市の成果目標の3に記載されている協議の場の設置についてですが、ここに保護者は入るのでしょうか。入らないのであれば、実際保護者が抱えているニーズ等はどのように拾っていくのかが見えてこないのですが。

【事務局】

成果目標8の「医療的ケアの必要な児童への支援の充実」ですが、「医療的ケアの必要な児童等」とするかどうかは検討させていただきます。

また、資料2の7ページの医療的ケアの必要な児童等に対して、どのようなことをしているかというご質問ですが、仰っていただいておりますように、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数は、滋賀県立小児保健医療センターの療育部が実施する医療的ケアが必要な方への通所支援のほか、先ほど申し上げました関係機関による協議の場の設置、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置についても進めていきたいと考えております。

平成30年度より、障害者自立支援協議会の子ども支援部会という形で実施しており、その協議の場に保護者はおりませんが、昨年度末、医療的ケアを必要とする児童の保護者に対してニーズ調査を行い、お困りごと等を頂いておりますので、こういった協議の場や自立支援協議会などで反映していきたいと考えております。

【委員】

児童発達支援の利用というところに関して、医療的ケアのない重症心身障害児も小児医療の療育を利用しているので、先ほどの説明からいくと、重症心身障害児も入るのではないかなと思います。

【委員長】

整合性を確認して頂きたいと思います。

【委員】

基幹相談支援センターとは実際どのような機能を担うのでしょうか。

【事務局】

基本的な機能としては、専門的な相談、困難ケース等の助言、先程のご質問でもありました新規事業所の立ち上げの支援などと言った市内の相談支援体制の強化、地域移行支援や地域定着といった部分について、国の定める機能として示されています。このうち、全てを担うのか、または一部を重点的に強化していくのかについては、これから議論が必要と考えております。現状としては、草津市心身障害児者連絡協議会に委託をし、困難ケース等の相談や専門的助言を重点的に実施しており、基幹相談支援コーディネーターは1人ですが、令和4年度以降には、2人以上にして、基幹相談支援センターとして推し進めていきたいと考えております。

【委員】

何億という予算を使っていることは承知しておりますので、あれもこれもという訳にはいかないことは理解できますが、消防署に119番をしましても、障害者の状況が伝わりにくいところがありますので、そういったときに、電話相談に乗ってもらえる、励ましてもらえる、24時間ここへ連絡すれば支援の手が伸びてくるというような体制を基幹相談支援センターが担ってほしい。

【事務局】

御意見を頂きました件ですが、国の示す基幹相談支援センターの役割の中で、基幹相談支援センターの24時間体制はお示しがあるところでございます。今、現在は基幹相談支援コーディネーター1人では24時間体制は厳しいですが、数名の相談員が配置されれば、その辺りも含め考えていかなければならないと考えております。現状では、24時間体制がないために事業所に電話されることもあるとお聞きしますし、市役所の守衛室を通じて職員に連絡が入るといった形で何とか対応をさせていただいておりますが、この体制には限界があるかと思っておりますので、基幹相談支援センターの機能として、どのような形が良いのか、研究を重ねて参りたいと思います。また、資料2の10ページ①障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくりの面的整備については、国が示す事業として地域生活支援拠点になるのですが、お困りごとがあった際に緊急で受け止められる体制を整備するということも、基幹相談支援センターを中心として体制を湖南4市で組んでいきたいと考えております。

【委員長】

先程の御意見の中で消防署の対応のことが出てきましたので、湖南広域の消防もしくは組合の方に、審議会でこのような意見が出たことをお伝え頂き、一緒に学習するという事等をしていただければと思います。

【委員】

草津市は健幸都市宣言をしていますが、障害者や65歳以上の水泳講座は無料にすることや、守山市が自転車を推進するために実施している、自転車を購入する際に補助金を交付する事業を草津市についても、障害者の健康のためにやっていただければと思います。

【事務局】

健幸都市宣言については、障害者に限ったことではないのですが、健康福祉政策課等で実施している事業になります。障害者に特化した事業であれば、草津市立障害者福祉センターで実施している講座の、いきいき体操、楽しいスポーツ、ミュージックケア等が健康という部分でアプローチさせていただいております。また、健康講座の無料参加や自転車購入時の補助等につきましては、今後どのような形が良いのか研究してまいりたいと思いますが、資料2の2ページに計画全体の体系図を記載しておりますが、健康くさつ21や健幸都市基本計画も関連する計画として位置づけておりますので、今後も頂いた御意見等を踏まえて十分に連携して参りたいと思います。

【委員】

前回、質問した重度心身障害者老人等福祉医療助成事業、心身障害者福祉医療費助成事業の対象で身体障害者手帳所持者は1～3級、療育手帳の所持者は全等級が対象と、対象の幅が異なる理由はいかがでしょうか。

【事務局】

ご質問のあった件ですが、保険年金課に確認させていただきました。草津市においては、昭和51年に県下統一で身体障害者、知的障害者とも重度を対象に助成を開始する以前より、身体障害者、知的障害者ともに重度・中度を対象に医療費助成を行っておりました。施行当時は、身体障害者手帳3級以上、知的障害者については、知能指数が50以下と判断された者を助成対象として運用していましたが、そうした中で、滋賀県が医療費助成条例準則における知的障害者向けの助成要件を「知的指数50以下」から「中度」に改める旨の通知があり、草津市においてこの改正をそのまま適用すると、従来助成を受けることが出来ていた知能指数50以下で軽度の方が助成対象から除かれてしまうため、これを回避するために、知的障害者の軽度の方もカバーするように助成対象を広げる形で制度改正をした、とのことでした。また、身体障害者の中度の三級までというところですが、滋賀県が昭和51年に助成対象を重度に絞ってもなお草津市については、身体障害者の助成対象を中度までを対象範囲として、単独財源の助成を続けており、手厚い助成ができていると考えているというのを保険年金課より回答をいただいております。

【委員】

知的障害者の軽度を対象としているのは県内においては草津市だけだと思います。また、所得制限を設けている市町もある中、草津市は設けていません。精神障害者も対象となれば良いのですが、また考えていただければと思います。

【事務局】

精神障害者が対象となっていないことについては、意見として頂戴しておりますことを保険年金課にお伝えさせていただいておりますので、別途協議が出来ればと思っております。

【委員】

65歳以上になると生活介護も介護保険のサービスに移行すると思いますが、実際、移行するとなると難しい状況がありました。計画にはそのような文言が入っていないかと思

ますので、高齢化が進んできており、このような問題を盛り込んだ方が良いのではないかなと思います。また、グループホームに入居されている方でも、病気になったり等、身体的な機能が落ちたりした際にグループホームにずっと住めない状況が出てくることも想定した内容にしていただけなら良いのではないかなと思いました。さらに、就労移行支援事業所で一人暮らし支援というのを進めているのですが、グループホームへ入居するのではなく、自分一人で生活するということが障害者の方の自立に向けて大事なことではないかなと思います。現在、国ではそのような支援はないですが、草津市としては、力を入れていっていただきたいという要望があります。

【事務局】

一つ目のご質問にあった介護保険のサービスへの移行についてですが、仰る通り、具体的に触れている部分はないのですが、市としても課題を感じております。実際、移行に係るケース会議については、市の主催で開催し、ケアマネジャー、地域包括支援センター、計画相談員に出席いただき、移行できるサービス等について検討をしております。今後は、基幹相談支援センターが整備され、人数が増えてきた際には、介護保険への移行も担っていくことが理想であると考えておりますが、その機能を持たせるかどうか、また、持たせてやり切れるかどうかを話し合っただけで、市としては考えているところでございます。

二つ目のご質問の、グループホームに入居されている方の高齢化が進んで、ADLが落ちてきて支援が行き届かないという場面が出てきた際にどうするかということですが、その課題は市としても認識をしており、加えて入所施設がなかなか増えないということもありますが、現状として具体的な策は考え切れておりませんので、今ある支援で病院等と連携しながら、課題として認識し、アプローチしていかなければならないと考えております。

三つ目の質問ですが、第1回目の審議会でもご指摘をいただきましたように、保証人の制度が充実できていない、家賃滞納についての支援等について、困っておられることは認識しており、これらに対して、一般相談や計画相談等の中で一定対応はしていますと回答させていただきましたものの、不足していることについては認識をしております。滋賀県の住宅課の方が中心となっている協議会の制度で保証人が不要といった住宅が用意されておりますが、その住宅自体が少ないところがありますので、今後その部分についても、協議会に参画することになるかとは考えておりますが、住宅部局等や賃貸物件の協会等と連携しながら、どのような方法が良いかを研究して参りたいと考えております。

【委員】

大津市では不動産会社が協力して、障害者だけが住むアパートがあるのですが、大家さんの理解もあって、うまく回っているようなので、出来る方法はあるかなと思います。

【事務局】

他市や他府県の好事例等も参考にしながら、草津市にとって、どの方法が一番いいかを今後研究して参りたいと考えております。

【オブザーバー】

基幹相談支援センターですが、他市町が全て設置していない状況の中で、草津市は基幹相談支援コーディネーターを設置し、努力されておりますが、基幹相談支援センターの設置について、何年度に、何か所等といった具体的に記載できる部分があればお願いしたいと思います。二つ目ですが、資料2の16ページの「7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」ですが、他のページと同様、市の成果目標の表の上に、文章を入れた方が分かりやすいかなと思います。

【事務局】基幹相談支援センターの設置について、具体的に記載されていないとのことですが

が、予算の伴う事業でもあり、その辺りの議論が十分になされていないということもございますので、このような表現にしておりますが、担当部局としては、令和4年に2人目をということを考えておりますので、資料2の15ページの指導・助言件数について、現状は120件/人ですが、2人の配置ということで倍の240件にしております。

二つ目ですが、内容について、県等が実施する研修への職員参加人数等となっており、市の職員が県等が実施する研修に1回参加します、というような表現になりますので、県へ問合せをすると、研修の回数もまだ決まっていないといった回答がございました。他の部分につきましても、県との連携を踏まえて記載しなければならないので、表現しづらいということでこのような記載となっております。

【オブザーバー】

一つ目については、その記載方法でよいかと思いました。二つ目については、職員が知識や技術を習得することや、これまでの事例やその振り返りを行うことによって、質を向上するという回答頂いたように思います。どの研修に何回参加するということは、方法論でありますので、仰っていただいたことを書いていただければと思いましたが、これは意見になります。

【事務局】

国の指針からのものになりますので、出来ましたらこのような形で進めさせていただきたいと思っております。また、資料2の10ページの手書きについてもお伺いしたかと思うのですが、基幹相談支援センターの設置や障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくりといった面的整備につきましても、湖南4市で足並みをそろえてやっていくべきものなのか、もしくは別々で考えるべきものなのか、まだ決まってないところもございますので、こちらについても、このような書き方で進めさせていただきたいと思っております。

【委員長】

そうしましたら、文章としてはこの形で、内容的には進めていただきたいと思います。

【委員】

本日の議題から少し離れてしまうのですが、最近、厚生労働省が同行援護を通勤に利用しても良い、ただし最終判断は各市町で、という通知が出ていたかと思いますが、こちらについては、積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、昨年、読書バリアフリー法が制定されたと思いますが、現在、広報くさつの発行は毎月1日と15日の2回あるのにも関わらず、視覚障害者のための声の広報は月に1回で、それも30分程度です。広報課が編集されていると聞いておりますが、通常の広報と声の広報に差があるように感じるのですが、将来的にどのように対処されるか聞かせていただきたい。

【事務局】

ご質問いただいた広報くさつを所管する担当課が広報課になりますので、頂いた意見をお伝えさせていただきまして、今後のことにつきましては、追って直接回答させていただくことで構いませんでしょうか。

【委員長】

広報はおそらく、これまでずっと同じ形でされているのかと思いますが、本日もAI会議録システムを使用しておりますし、広報もAIを使えば少しは効率的になるかと思っておりますのでそのことも含めて、検討頂ければと思います。

それでは、今回の審議会ではそれほど大きな変更がなかったということで、細微なところ

での修正等がありました点については、私と事務局で調整の上、修正案を作成するという
ことで宜しいでしょうか。

【各委員】

了承。

【事務局】

今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。審議会としては、本日3回目の審議会で、今年度は最後となり、今後といたしましては、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。その後、ご意見に対しての必要な修正等を行いついて、3月にはこちらの計画案の最終案を作成して製本を予定しております。製本したものは、委員の皆様方に後日送付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

予定しておりました議事について、すべて審議を賜り、ありがとうございました。

本日を含め、全3回、熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げます、審議会を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。